

鹿児島市立病院未収金回収業務委託 仕様書

1 業務名

鹿児島市立病院未収金回収業務委託

2 業務の目的

鹿児島市立病院における患者負担に係る診療費（自己負担分）等の未収金（以下「未収金」という）の回収業務について、弁護士（弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士資格を有しており、同法第8条の規定に基づき日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されたもの。）又は同法第30条の2に規定する弁護士法人の専門性と知識を活用することにより、効率的かつ効果的な債権回収を図ることを目的とする。

3 委託業務の内容

(1) 委託する主な業務については、次のとおりとする。

- ① 債務者、連帯保証人及び相続人（以下「債務者等」という。）への未収金の催告及び交渉経過の記録
- ② 債権の回収及び回収した金員の安全かつ確実な保管
- ③ 回収した金員の払込及び当該報告
- ④ 債務者等の住所や居所の調査
- ⑤ 債務者等の相続調査
- ⑥ 納付相談対応
- ⑦ 発注者への債権回収業務における助言・指導

(2) 委託する債権

委託する債権は、病院での回収が困難と判断した債権で、下記のいずれにも該当しないものとする。委託後において下記に該当することとなった場合は、発注者と受注者の間で協議の上、委託から除外又は継続を決定するものとする。

- ① 診療内容等により債務者又は連帯保証人等が支払を拒む意志を明らかにしている債権
- ② 破産・免責決定を受けた未払者の債権
- ③ 債務者が死亡又は受刑者等であり、連帯保証人がなく、かつ相続人が判明しない債権
- ④ 分割納付中又は支払方法等について病院と相談中の債権
- ⑤ 前述の他、当院が自ら回収を行うと判断した債権
- ⑥ 完納になった債権
- ⑦ 受注者があらかじめ発注者と協議の上決定した債権
- ⑧ 同一債務者に係る未収額が合計で1,000円未満の債権

(3) 業務の報告

① 定期報告

受注者は、毎月月末時点における、債務者ごとの入金情報や対応状況を翌月10日（当該日が土・日曜日又は祝日の場合は直前の平日）までに発注者へ報告すること。また、時効の中断等その他必要な事項については適時報告すること。

② 随時報告

次のいずれかに該当する場合には、受注者は速やかに発注者に報告すること。

ア 委託した債権が3の(2)に該当することが判明した場合

イ 債務者等とトラブルが発生した場合及び債務者等から苦情があった場合

ウ その他債務者等の状況等について、発注者側が個別に照会した場合

③ 委託した債権を返戻する場合の報告

委託した債権について返戻する場合には、受注者は返戻するに至った経緯及び委託期間中における時効中断のあった日を明記して、随時、発注者へ報告すること。

④ 債権調査管理報告書

受注者は、受注した債権について債権管理交渉記録及び債務者現況を作成すること。

4 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 委託料

- (1) 委託料は、委託した債権について、受注者が回収した額に成功報酬率（30%を上限とする）を乗じ、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。
- (2) 成功報酬率（30%を上限とする）には、見積書に明記されたもの以外、業務に必要な設備、人材、機材等を準備するための費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含むものとする。
- (3) 委託料の支払時期、支払方法については、契約でこれを定めるものとする。

6 回収金額

受注者が回収したとみなす金額については、次に上げるものの総和をいい、その他のものについては受注者が回収した金額とは認めないものとする。

ア 本契約期間中に受注者が回収した金額

イ 本契約期間中に受注者の成果により発注者へ直接支払われた金額

7 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受注者は発注者と十分協議して、決定するものとする。
- (2) 受注者は、病院から提供された債務者等の個人情報及び業務上知り得た一切の情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び「鹿児島市個人情報保護条例」に基づき、適切な管理を行ない、契約期間及び契約終了後においても、発注者の事前の承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (3) 受注者は、契約が終了したときは、本業務における催告等の経過記録及び債務者等から知り得た情報を全て発注者に提供するとともに、経過記録及び情報に関する問い合わせに対しては誠実に対応すること。
- (4) 本市が提供したデータ及び紙媒体による資料は、履行期間終了日まで適切に保管し、履行期間終了後は速やかに本市に返却することとする。

- (5) 受注者は、契約終了後、債務者等が誤って受注者に支払った場合には、速やかに発注者に返納することとする。
- (6) その他本業務を遂行する上で必要な事項は、契約締結前及び契約締結後、随時、両者協議の上、決定するものとする。